

監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：第3委員会室

日 時：令和4年5月31日（火）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和4年4月19日から令和4年5月31日まで

（2）現地調査箇所

和合保育所、岩瀬保育所、浜黒崎保育所、桜谷小学校、呉羽小学校、老田小学校、堀川中学校、南部中学校

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

ア こども家庭部 こども保育課

保育所（10箇所）

双葉、和合、岩瀬、老田、長岡、呉羽、寒江、古沢、池多、浜黒崎

イ 教育委員会事務局 教育総務課

小学校（16箇所）

桜谷、岩瀬、浜黒崎（松風分校含む）、豊田、神明、荻浦、四方、八幡、草島、倉垣、呉羽、長岡、寒江、老田、古沢、池多

中学校（9箇所）

芝園、西部、北部（松風分校含む）、岩瀬、和合、呉羽、堀川、南部、奥田

（2）対象期間

令和3年度

(3) 対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

ア 現金の収納事務について

イ 歳入の執行事務について

ウ 歳出の執行事務について

エ 財産の管理事務について

オ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況等について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、次のとおり改善を要するものを指摘事項とした。

(1) 保育所

ア 延長保育料の領収書において、数字（領収金額）を訂正していたものが見受けられたので、改善を図られたい。（呉羽）

イ 廃棄した備品について、払出しの記録が備品台帳に記載されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。（双葉）

ウ 重要備品について、重要物品に関する調べに搭載していないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。（呉羽）

エ 寄附物品について、寄附物品受入伺が作成されていなかったため、改善を図られたい。（古沢）

オ 超過勤務手当の支給において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 保育所等の特別の形態によって勤務する必要がある職員については、通常の職員とは異なり、4週を超えない期間につき、1週間当たり38時間45分の勤務時間の割振りを別に定めることができる。

この割振られた正規の勤務時間の範囲においては、超過勤務手当25/100の対象とはならないが、1週間当たり38時間45分を超えて勤務した時間について、超過勤務手当25/100を支給したことにより、超過勤務手当が過大支給となっていた。（双葉）

(イ) 勤務を要する日において、当初に割振られた正規の勤務時間に加えて、他の勤務を要する日に予定されていた勤務を行った場合、勤務時間の割振り変更の対象とはならず、超過勤務手当を支給すべきところ、他の勤務日との割振り変更ができるものと誤認していたため、超過勤務手当が支給されていなかった。(双葉)

(ウ) 時間数の累計誤りにより、超過勤務手当が過大又は過小支給となっていた。
(双葉、老田、寒江)

(エ) 休日の勤務について、正規の勤務時間中に勤務した時間に対して休日給、それ以外の勤務した時間に対して超過勤務手当 135/100 を支給とすべきところ、勤務した全時間に対して休日給を支給したことにより、超過勤務手当が過小支給又は休日給が過大支給となっていた。(寒江、浜黒崎)

(オ) 週休日に行った勤務について、その超過勤務手当の支給割合は 135/100 とすべきところ、125/100 として支給したことにより、超過勤務手当が過小支給となっていた。(寒江)

カ 特殊勤務手当の支給について、月の累計誤りにより過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。(古沢)

(2) 小学校

ア 校長印及び学校印について、備品台帳が作成されていなかったため、改善を図られたい。(池多)

イ 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員の週休日に行った 1 日の勤務について、週 38 時間 45 分を超える勤務時間の割振り変更を行い、また、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対する超過勤務手当相当額の報酬が支払われていなかったため、改善を図られたい。(全校共通)

ウ 正規の勤務時間を超えてした勤務について、超過勤務手当を支給していないものがあった。

また、週休日の振替により、新たに勤務を要する日となった日の属する週の勤務時間が 38 時間 45 分を超えて勤務した時間について支給される超過勤務手当 25/100 が支給されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。

(呉羽)

(3) 中学校

ア 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員の週休日に行った 1 日の勤務について、週 38 時間 45 分を超える勤務時間の割振り変更を行い、また、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対する超過勤務手当相当額の報酬が支払われていなかったため、改善を図られたい。(北部、岩瀬、和合、呉羽、南部)